

安曇野市土地利用審議会 会議概要

1	審議会名	第120回安曇野市土地利用審議会
2	日 時	令和4年11月25日（金）午後1時20分から午後2時27分まで
3	会 場	安曇野市役所
4	出席委員	7名中7名（委員名簿非公開）
5	市側出席者	山田課長補佐、黒岩主査、城田主事（都市計画課） 高木課長、高山課長補佐（建築住宅課）
6	公開・非公開の別	非公開
7	非公開の理由	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成27年安曇野市告示第334号）第7条第3号に該当するため
8	会議概要作成年月日	令和4年11月25日

1 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) あいさつ
- (3) 報告事項
- (4) 意見聴取
- (5) 内容確認
- (6) 相談案件
- (7) その他
- (8) 閉 会

2 議事概要

(1) 報告事項

- ・第119回土地利用審議会議事録について

○ 誤り等のないことを確認した。

(2) 意見聴取

- ・案件（1）

資料説明（事務局）

○ 2点お伺いする。

1点目、開発地西側の土地（地目：墓地）は、市の所有する土地であるとのことだが、所有に至った経過等、事務局で把握してれば説明願いたい。また、新しく開発する墓地の所有者が誰になるか、あわせて確認したい。

2点目、都市計画道路の決定がされている土地だが、都市計画道路の整備計画等について説明いただきたい。

→ 墓地を所管する環境課にも問い合わせたが、西側土地を市が所有することとなった経過については不明である。今回開発で造成する墓地は、開発事業者が所有することとなる。

都市計画道路については、決定はされているが、事業認可はされておらず、工事の見通し等も未定の路線である。なお、都市計画道路の区域内で建築物を建築する場合、都市計画法第53条の許可申請が必要となるが、あくまで対象は建築物であり、墓地は許可申請の対象外であることを申し添える。

○ 今回開発地の東に、個人の所有する墓地があるが、この土地はどうなるか。

→ 当該墓地は、土地所有者の一族の墓地であると聞いており、開発後も残すと聞いている。

○ 都市計画道路について、現時点で工事の見通しはないとのことだが、将来的な整備の意向はあるのか。

→ 先ほどもお伝えしたとおり、都市計画決定はされているが、整備の予定は現時点ではない路線である。今後については、都市計画道路全体の見直しをしてこの路線を廃止する、あるいは線形を変更して決定しなおして整備をする、いずれかの対応になるかと思う。

○ 他にあるか。なければ、まとめさせていただく。

既にお伝えいただいていると思うが、都市計画道路が決定されている土地であることを事務局から事業者にお伝えいただき、所定の手続きを進めていただくこととしてよいか。

○ よい。

・案件（２）について
資料説明（事務局）

○ 既存の事業は、安曇野市－東京間でのバス事業であったと思うが、移転後はどうなるか。

→ 従来と変わらず、安曇野市－新宿間を往来する予定である。

○ バスの駐車区画が見当たらないが、開発地内にバスは駐車しないのか。

新築する建物内に「乗務員休憩コーナー」があるので、敷地にバスを駐車して、運転手が休憩するものと推察されるが。

→ 事業者を確認させていただきたい。

○ 他にあるか。なければ、まとめさせていただく。

建物の「乗務員休憩コーナー」と大型バス駐車場の関係を事務局で確認いただき、所定の手続きを進めていただくこととしてよいか。

○ よい。

・案件（３）について
資料説明（事務局）

○ 位置指定道路の所有権はどうなるか。

また、位置指定道路との接続が２m幅に満たない区画があるが、問題ないのか。

→ 位置指定道路の所有権については、分譲地７区画の居住者の共有持ち分となる。

２mに満たない幅で位置指定道路と接続している区画については、接道は位置指定道路ではなく西側の市道からとする計画であり、位置指定道路からは上下水道設備を取り出すのみであるため、変則的な区割りとなっている。

○ 西側の区画は位置指定道路を接道としなくてもよいのか。

→ 西側の区画は、位置指定道路、西側市道の両方を接道とすることが可能である。それも踏まえて、購入者が建物配置等を決定することとなる。

○ 接道は今の説明のとおりだが、上下水道設備は全ての区画が位置指定道路内の本管から取り出す関係で、7区画の居住者の共有持ち分となるということか。

→ そのとおりである。

○ 位置指定道路である、即ち、管理は居住者であることについて、事業者から購入者に対してしっかり説明するように指導していただきたい。

→ 承知した。

○ 他にあるか。なければ、まとめさせていただく。

位置指定道路の管理責任は受益者負担、居住者の責任であることについて、事業者から購入者に対して説明するよう、事務局から指導いただくこととして、所定の手続きを進めることとしてよいか。

○ よい。

(4) 内容確認

(5) 相談案件

(6) その他

・ 次回審議会日程 (事務局)

以上